

議会改革推進会議「検討部会」会議録

令和8年3月9日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 令和8年3月9日（月） 午後3時35分～午後3時55分
- 2 開催場所 第1・2・3委員会室
- 3 出席会員
部 会 長 福 沢 美由紀
副 部 会 長 今 岡 翔 平
部 会 員 古 田 吉 昭 櫻 木 善 仁 森 美和子
会 長 岡 本 公 秀
副 会 長 豊 田 恵 理
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 事 務 局 長 大 泉 明 彦 議事調査課長 新 山 さおり
書 記 西 口 幸 伸
- 6 案 件
1. 第107回検討部会の確認事項について
2. 議会改革白書2026への掲載内容の確認について
3. 議題
 (1) 議会の情報化について（検討課題49）
4. その他
- 7 経 過 次のとおり

午後3時35分 開 会

○部会長（福沢美由紀君） お疲れさまです。ただいまから第108回議会改革推進会議検討部会を開会いたします。

それでは、まず事項1. 第107回、前回の検討部会の確認事項について、カルテ追記しましたので、ご確認いただきたいと思います。

それでは、内容について事務局より説明お願いいたします。

西口主幹、お願いします。

○議会事務局員（西口幸伸君） それでは、今回はカルテのほうの追記ということで、子ども議会の実施についてということのカルテでございます。

資料1のほうでございます。

青字のほうで表記しているところを追記をいたしております。前回の部会のほうでご確認いただいているところということでございます。

対応内容というところで、主権者教育を推進するため、議会改革推進会議の下部組織として「主権者教育部会」を設置することを確認し、関係例規の整備を行うこととしたということで、内容を追記いたしましたので、ご確認ください。

○部会長（福沢美由紀君） 取りあえず、今が最後のページですね、5ページのところに青字で追記されたところ、説明いただきました。

特に何かありますか、いいですか。この間、動きがあったところの確認です。

（発言する者なし）

○部会長（福沢美由紀君） では、ないようでしたらカルテはこのように更新いたします。

次に、事項2. 議会改革白書2026への掲載内容の確認についてです。

この掲載内容について、事務局より説明をお願いいたします。

西口主幹、お願いします。

○議会事務局員（西口幸伸君） それでは、資料2のほうでございます。

今回、議会運営委員会のほうでの事項ということでございまして、3月6日の議会運営委員会でございます。

見出しとしましては、人事案件における所信表明についてというものでございます。

副市長及び教育長の人事案件について、会派代表者会議で説明を受けた後、同意対象者本人の意向を確認した上で、全員協議会を開催し、同意対象者本人の所信表明の場を設けることを決定したというような内容でございます。以上でございます。

○部会長（福沢美由紀君） 議会改革白書2026の掲載内容についての説明でした。

何かありましたら、発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） ないようでしたら、議会改革白書2026にはこのように掲載いたします。

次に、事項3. 議題に入ります。

（1）議会の情報化（検討課題49）についてです。

令和6年6月の地方自治法の改正等に伴い、各自治体の執行機関等においてサイバーセキュリティ

ーを確保するための方針を策定し、公表することが義務づけられることとなりました。

本日は、亀山市議会情報セキュリティ基本方針案として、素案を作成いたしましたので、ご確認いただきたいと思います。

また、これに伴いカルテ、議会の情報化（検討課題４９）についても一部追記したいと思いますので、併せて事務局より説明をお願いいたします。

西口主幹、お願いします。

○議会事務局員（西口幸伸君） それでは、まず資料３のほうをご覧くださいと思います。

今回、この議会情報セキュリティ基本方針の制定についてということで、制定しなければならない背景・趣旨につかましてまとめておりますのと、あと各その方針の内容につかしても以下書いてございますので、こちらを主に説明のほうをさせていただきたいと思っております。

それでは、まず１の制定の背景及び趣旨というところでございます。

近年、サイバー攻撃が巧妙化・深刻化する中、国、地方公共団体、民間企業、住民等の間のネットワークを通じた相互接続がますます進展しています。これにより、一つの機関における情報セキュリティ対策の不備が、他の地方公共団体や国の機関等の情報セキュリティを脅かし、社会全体の安全性や信頼性に重大な影響を与える蓋然性が高まっています。

こうした脅威の増大を踏まえ、第３３次地方制度調査会の答申において、地方公共団体に対する情報セキュリティ対策の方針策定義務を法令上明確化するべきとの提言がなされました。これを受けて、地方自治法等が改正され、市長等の執行機関だけでなく、「議会」に対しても、独自にサイバーセキュリティを確保するための方針の策定義務及びその方針に基づく措置の実施義務が明確に課されることとなりました。

また、これに伴い改定された総務省の各種ガイドラインや大臣指針においても、各機関の実情に応じた方針の策定が求められているところでございます。

これまで、市議会におけるタブレット端末等の情報機器の利用や情報管理に当たっては、市長部局のセキュリティ対策基準に準じた運用を行ってきました。

しかし、今回の法改正の趣旨並びに二代表制における議会の独立性を踏まえ、議長を最高情報セキュリティ責任者とする議会独自の「亀山市議会情報セキュリティ基本方針」を新たに制定するものでございます。

本方針は、議員が職務上取り扱う情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的としています。

それでは、中身でございますが、２の基本方針の内容というところからでございます。

（１）のところで、目的、定義及び対象とする脅威ということで、条文といたしましては１条、２条、３条のところになってまいります。

議員が職務上取り扱う情報資産（貸与されたタブレット端末、クラウドサービス上に保存される情報、紙媒体の文書等）の保護について定めます。

また、サイバー攻撃等の意図的脅威だけでなく、過失等の非意図的脅威や災害等の環境的脅威からも情報資産を保護することとします。

（２）適用範囲、第４条関係になります。

本基本方針は、「議員」に対して適用します。

なお、議会事務局職員の情報セキュリティ対策については、システム基盤を執行部と共有している実態に鑑み、原則として市長が定める亀山市情報セキュリティ基本方針等の例によることとします。

(3) で基本原則及び実施体制。

議員は、情報資産を職務遂行の基盤として認識し、適正な管理とルールの遵守に努めることとします。

また、議会における情報セキュリティ対策を統括する最高情報セキュリティ責任者を置き、議長をもって充てます。議長に事故等がある場合は、副議長が代理し、議会事務局長が最高責任者を補佐し実務を総括します。

(4) 情報資産の管理及び遵守事項、7条、8条の関係です。

情報資産の紛失や漏えい等を防止するため、最高責任者は物理的、技術的及び人的な対策を総合的に実施します。

また、議員は以下の事項等を遵守しなければならないこととします。

貸与された情報機器及び認証情報を適切に管理し、第三者に使用させないこと。

職務上知り得た秘密または個人情報等を外部に漏らさないこと。

情報セキュリティを損なう行為を行わないこと。

(5) 事故等への対応。

議員は、情報資産に係る事故、情報の紛失やウイルス感染等でございます。またはそのおそれを認知したときは、直ちに議会事務局を通じて最高責任者に報告しなければならないこととし、最高責任者は被害拡大防止の措置を講じることとします。

(6) 点検及び見直し等。

最高責任者は、運用状況について定期的に点検を行い、社会情勢の変化や技術的動向等を踏まえ、継続的な見直しを行います。

また、施行に関し必要な事項（詳細な対策基準等）は議長が別に定めることとします。

3. その他でございますが、施行日は令和8年4月1日とします。

こちらの内容につきまして、具体的に方針として示しておりますのは、資料4のほうになりますので、こちらのほうはご覧いただきたいと思います。

先ほど資料3のほうで説明いたしましたことが、方針の中身になっております。

続きまして、資料5のほうでございます。

こちら、検討課題49. 議会の情報化ということでございまして、今回の検討に当たりまして追記のほうをしておるところでございますので、そちらのほうの説明でございます。

2ページのほうになっておるんですけども、青字で表記をしております。

ちょっとグループウェアとしてLINE WORKSの導入というのは、このカルテの中から不足があったので、この際に追加をしておりますが、今回の件とはちょっと別でございます。

今回の件につきましては、この令和6年6月26日改正の地方自治法等により、各自治体の各執行機関においてサイバーセキュリティを確保するための方針を策定し、公表することが義務づけられたことから、市議会においても方針を整備する必要があるという現状がございまして、それを受けてのことということで、サイバーセキュリティを確保するための方針を策定し、公表することを検討するというような内容となっております。以上でございます。

○部会長（福沢美由紀君） 説明は以上でございます。

また、資料4については丁寧に読んでおいていただきたいんですけども、先ほどの説明の中で何か疑問とか、あと案についてのご意見とかございましたらお願いします。

森 美和子委員。

○部会員（森 美和子君） 資料3の（4）最高責任者は物理的、技術的及び人的な対策を総合的に実施します。これ最高責任者、議長なので、議長がこういうことをされるということですけど、技術的なことというのは、その人その人で、私なんかでとてもできませんけど、その上の（3）の議会事務局長が補佐するということで補完されるということの理解でよろしいでしょうか。

○部会長（福沢美由紀君） 事務局長。

○事務局長（大泉明彦君） おっしゃられるとおりでございます、実施するのは議長、最高責任者になりますが、それを補佐して実務を統括するのは局長、事務職員になります。

○部会長（福沢美由紀君） そういう解釈ですということです。

はい、どうぞ。森委員。

○部会員（森 美和子君） 外部にというのはどこにあったっけ、外部に漏らさないこと。これは、公開された分に関しては、外部に出してもいいという理解でよろしいですか。

○部会長（福沢美由紀君） 事務局長。

○事務局長（大泉明彦君） そのとおりでございます、公開資料については、外部にご覧いただくというか、出していただいて結構です。

この中には内部的なものもありますし、そもそもこの機器をペーパーのみならず、機器を第三者が使うということはないとか、その知り得ない情報を外の人に見せるとか、そういうなんが禁止となってきました。

もう一つは、ここにある資料を可用性というか正確性の部分ですけども、改変していく、全員で認識しておる資料ですので、それを勝手という言い方あれですけども、改変したりとかするのも駄目ですよというふうなこともここに書いてあります。

○部会長（福沢美由紀君） 情報セキュリティーということですから、情報というのは、これもあるし、紙もあるし、全てのことを含んだセキュリティーという意味ですね。

○事務局長（大泉明彦君） これ、西口読ませていただいた資料3のところの2の（1）のところにもございますが、紙媒体、部会長おっしゃられるとおり、紙の部分についても適用されてきます。

○部会長（福沢美由紀君） そうですね。そうすると、やっぱり紙ですと、まだ公開してはならないような人事案件があったりとか、そういうのも含まれてくるのでということもありますね。

ほか、何か皆さんからありませんか。

副部会長。

○副部会長（今岡翔平君） 私、4のほうなんですけど、議長とか、副議長が、その当事者というか、何か同時に当事者になるみたいな事態があったときに、もう一人ぐらいどういう人がやるかみたいなをつくっておいたほうがいいのかというふうに思いました。

○部会長（福沢美由紀君） 議長が最高責任者で、いないときは副議長だけということですね。

事務局長。

○事務局長（大泉明彦君） すみません、一番最後、委任の項を設けてございます。

11条になってくるんですが、この方針の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めるということになっておりますので、委員の先ほどのご意見をこの別に定めるところの中で定めさせていただけたらいいかなと思っています。

議長、副議長にもし事故ある場合は、従前どおりですけど、年長の議員さんという形になってこようかと思いますが、そのような形で一度整えさせていただけたらと思います。

○部会長（福沢美由紀君） いかがですか。

これまでのいろんなことが、全部、亀山市議会はそのような形になっているんですね、この前からもね。

ここだけ変えるのもなんですし、それでよろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（福沢美由紀君） じゃあ、その別途定める委任のところで、そこもうたっていただくようにします。

ほかどうですか。

（発言する者なし）

○部会長（福沢美由紀君） ないようでしたら、今いただいた意見を踏まえまして、このような内容で亀山市議会情報セキュリティ基本方針を策定することとして、併せて議会の情報化（検討課題49）については、カルテに追記するということで進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、3月26日木曜日、本会議終了後に議会改革推進会議を開催していただいて、本日も協議いただいた内容を全議員にご確認いただきたいと思います。

次に、4. その他です。

次回の開催日程ですが、前回の検討部会で確認しましたとおり、4月14日火曜日午前10時に開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の案件は以上でございますが、ほかに何かありませんか。

（「ありません」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） なければ、以上で議会改革推進会議検討部会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時55分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 8 年 3 月 9 日

議会改革推進会議検討部会長 福 沢 美由紀